



WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 6年11月号 No.137

<ごあいさつ>

10月以降、朝夕は肌寒くなり、日中との温度調節が難しい日が続いております。風邪など引かれませぬよう、くれぐれもお体ご自愛ください。

<税務のご案内について>

◎年末調整と源泉所得税の納付

11月に入り、年末調整の作業を行っている最中かと思えます。年調年税額の計算後は、従業員様に過不足額の精算を行うと同時に、源泉所得税を納付する必要があります。毎月納付の場合は翌月10日が、納期の特例の場合（7月～12月支給分）は1月20日が納付期限なので、納付漏れがないようご注意ください。

◎確定申告のご準備

個人の方は、暦年課税のため、1月～12月が事業期間になります。申告期限は、3月15日ですが、ゆとりある申告手続きのためには、早め早めに必要な書類をご準備していく必要があります。なお、商品・仕掛品・貯蔵品がある場合には、12月末日時点での棚卸表を作成する必要があります。年末は何かとお忙しいと思いますが、お早めにご準備をお願い致します。

また、各所得控除を受けるためには、各控除証明書（生命保険料、地震保険料、国民年金・年金基金、小規模共済）や領収書（医療費、寄附金）が必要です。

なお、住宅ローン控除等をうける場合には、控除申告書および借入金年末残高証明書が必要です。

◎消費税の簡易課税の届出

基準期間の課税売上が5,000万円以下であれば、簡易課税制度による計算ができます。

ただし、この制度を選択する場合には、適用を受けようとする事業年度の前年度末日まで（個人は12月末日）に届出を提出する必要があります。

なお、多額の投資を考えている方は、原則課税と簡易課税の有利判定を行いましょ。

<11・12月の税金関係>

- ① 9月決算の確定申告・3月決算の中間申告
- ② 所得税の予定納税額の納付…11月末日
- ③ 個人事業税の納付…11月末日

④ 固定資産税の納付…12月末日

⑤ 源泉所得税（納特）の納付…1月20日

また、確定申告までには、まだまだお時間はありますが、そろそろ確定申告の対策や資料・納税資金等のご準備をすすめていく必要があります。

<お知らせ>

今月はPAN NO RUCCA（パンノルッカ）さんのご紹介です。『皆様の食卓に笑顔を』、無添加生地に、厳選した食材を使い職人が心を込めて焼き上げています。お客様に喜んでいただけるよう種類も取り揃えておりますので、是非一度ご賞味ください。↓↓

営業日：火曜～土曜日

営業時間：9:00～17:00（売り切れ次第閉店）

住所：下関市上田中町 3-3-6-1F

TEL：083-250-7889



@_RUCCA_



<若松家の出来事>

現在、長男（小6）、次男（小5）、長女（小2）、三男（年中）の父親として育児に奮闘しております。

今年は三男の七五三のお祝いを行います。二年前と比べると、それぞれ一回りも二回も成長してます。今後も諸先輩方に色々ご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町 4-17

電話：083-242-1448

FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

